

『主要先進国における石綿健康被害救済に関する調査』に係る企画募集について

独立行政法人環境再生保全機構では、石綿健康被害救済制度の適切な運用の参考とすることを目的に、主要先進国における類似制度の状況等について調査を実施します。

ついては、本調査を請け負う業者を選定するため、企画を公募します。本調査の請負を希望する業者は、以下の募集要領に基づき、平成19年5月30日（水）までに企画書等を提出してください。

平成19年5月17日

独立行政法人 環境再生保全機構
石綿健康被害救済部企画調整課

『主要先進国における石綿健康被害救済に関する調査』に係る企画募集要領

1. 目 的

我が国における石綿被害救済制度の適切な運用のための適切な提言を行うため、主要先進国における各種調査を行う。

2. 金額

本件に係る予算は1,300万円（税込み）を予定しております。

3. 仕様書

仕様書については本企画募集要領と併せて、環境再生保全機構掲示板及びHPに掲載していますので、本企画募集に参加される業者は仕様書に基づいた企画書等を以下4. のとおり提出してください。

4. 提出資料、提出期限、提出場所

本企画募集に参加される業者様は、以下のとおり企画書等を提出してください。なお、提出して頂いた企画書に基づき後日プレゼンテーションを行って頂く予定ですが、日程については別途ご連絡いたします。

(1) 提出資料

以下の資料を10部ずつ提出して下さい。

①企画書

- ・A4判で作成し提出すること。
- ・企画全体のコンセプト及び企画内容についての説明等を明記すること。

②見積書（項目毎に経費明細書を添付して下さい。見積額には消費税を含みます。）

③過去の主な調査実績

④会社概要

⑤その他（御社が本業務を請け負う場合の利点などあれば明記して下さい。）

(2) 提出期限

平成19年5月30日（水）までの次の時間帯とします。（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

午前10：00～12：00まで

午後 1：00～5：00まで

(3) 提出場所

資料は、次の場所へ持参するか郵送してください。郵送の場合も、提出期限内に提出場所へ必着とします。

独立行政法人 環境再生保全機構

石綿健康被害救済部企画調整課 担当：鈴木

所在地：〒212-8554 川崎市幸区大宮町 1310

ミュージア川崎セントラルタワー9階

電 話：044-520-9614

F A X：044-520-1015

5. 企画書の提出者に要求される資格

(1) 海外環境政策に関する知識及び調査実績を有し、本調査目的の達成及び調査計画の遂行に必要な組織、人員を有していること。

(2) 次の事項に該当しない者

① 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

② 契約の履行に当たり品質・数量について不正行為をした者、公正な競争の執行を妨げた者、公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者等でその事実があった後2年を経過しない者

6. 留意事項

本調査は、今後の我が国における石綿健康被害救済制度の運用にあたり重要な調査となります。従って海外調査の実績があるということのみでなく、本調査の趣旨を十分に理解し、効果的かつ効率的に実施することが不可欠となりますのでご留意ください。

7. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 企画書等提出物に、記載事項の不備があった者は失格とします。

(3) 採用、不採用については個別に連絡します。

『平成 19 年度主要先進国における石綿健康被害救済に関する調査』仕様書

1. 調査目的

本調査は、我が国における石綿健康被害救済制度の適切な運用の参考とするため、主要先進国における類似制度等に関する各種調査を行う。

2. 調査対象国及び調査項目

本調査における調査対象国及び調査項目は以下の通りである。

(1) 概況調査

①調査対象国

- ・ ドイツ
- ・ イギリス 等

②調査項目

- ・ 石綿健康被害者の救済制度等が存在するかどうかの確認
- ・ 石綿健康被害者の救済制等が存在する場合にはその概要の把握
- ・ 石綿健康被害に関する調査（診断パネル・ガイドライン・健康調査・検診等）概要把握
- ・ 石綿健康被害に関する患者数（死亡者数）の推移、救済・補償・訴訟の概況調査、関連文献収集及び整理

(2) 詳細調査

①調査対象国

- ・ ベルギー
- ・ オーストラリア
- ・ オランダ

②調査項目

〈ベルギー〉

2006年末に、石綿賠償基金を設立する法律が制定され2007年4月から施行されている同基金について、法律及び賠償制度の概要、その成立経緯、議論内容、運用方法等について調査を行う。

- ・ 石綿健康被害に関する患者数（死亡者数）の推移、救済・補償・訴訟の概況等
- ・ 石綿賠償基金による賠償制度の運用、認定基準、認定方法、支給額、不服審査方法
- ・ 石綿健康被害に関する調査研究（診断パネル・ガイドライン・健康調査・検診等）、関連文献収集等

〈オーストラリア〉

世界で最も中皮腫の発症率が高い豪州における各種の実態把握を行い、アスベスト建材大手企業であったジェームス・ハーディー社が設立した『医療研究及び賠償基金』について、その成立経緯、議論内容、運用の実態等について調査を行う。

- ・ 基金の概要、運用実態、認定基準、認定方法、支給額、不服審査方法
- ・ 石綿健康被害に関する診断パネル・ガイドライン・健康調査、関連文献収集等

〈オランダ〉

2006年末に、石綿一般被害者（非職業的被害者）の補償対策の実施が既に合意されているオランダの補償制度について、その成立経緯、議論内容、運用方法等について調査を行う。

- ・ 同補償制度の運用、認定基準、認定方法、支給額、不服審査方法
- ・ 同補償制度と既に存在する職業ばく露による制度との対象要件及び補償内容の比較、関連文献収集等

3. 翻訳等業務

機構と調整の上、各国の翻訳文献等を決定し概ね以下の頁数の翻訳等を行う。なお、翻訳等業務にあたっては著作権者に翻訳に関する了解を得るものとする。

(1) 翻訳

- ① オーストラリア・・・100頁
- ② フランス・・・100頁
- ③ イタリア・・・50頁
- ④ オランダ・・・100頁

(2) 抄訳

- ① フランス・・・250頁を10頁

4. 調査実施期間

契約日より平成20年3月10日

5. 留意事項

詳細調査については、現地調査も実施すること。

また、ベルギー、オーストラリア及びオランダに係る現地調査については、環境再生保全機構と協議の上決定する外部の専門家2名を同行する。

6. 中間報告

受託者は、平成19年10月目途にそれまでの調査内容に関し中間報告を行うものとする。

7. 予算額

1,300万円以下（税込み）

8. 調査報告書

提出期限：平成20年3月10日までに、以下の資料を取りまとめて紙媒体及び電子媒体により納品する。

- ・ 調査結果報告書 30部
- ・ 関連法令・重要資料原文集 30部
- ・ CD-ROM媒体 2枚

9. その他

本仕様書に定めのない事項については、独立行政法人環境再生保全機構と請負業者との間で協議し定めるものとする。

なお、本業務の実施に必要な物品等の調達に当たっては、「国及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、可能な限り環境負荷の低減に資する環境物品等の調達を行うこととする。